

議案第 7 1 号

京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号）に基づき、人事院規則が改正されたことに伴い、災害が発生した現場で応急作業等に従事する職員に支給する「災害応急作業等手当」について所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例

京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成１６年京丹後市条例第７３号）の一部を次のように改正する。

第１７条の４第２項中「８４０円」を「１，１２０円」に改め、同項ただし書中「１，６８０円」を「２，２４０円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和８年４月１日から適用する。

京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年京丹後市条例第73号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例 平成16年4月1日 条例第73号 第1条～第17条の3 (略) (災害応急作業等手当) 第17条の4 (略) 2 前項の手当の額は、災害応急作業等に従事した日1日につき<u>840円</u>とする。ただし、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域において災害応急作業等に従事し、市長が認める場合にあっては、1日につき<u>1,680円</u>とする。 第18条～第23条 (略)	京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例 平成16年4月1日 条例第73号 第1条～第17条の3 (略) (災害応急作業等手当) 第17条の4 (略) 2 前項の手当の額は、災害応急作業等に従事した日1日につき<u>1,120円</u>とする。ただし、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域において災害応急作業等に従事し、市長が認める場合にあっては、1日につき<u>2,240円</u>とする。 第18条～第23条 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。</u>